

建設工事における社会保険等未加入業者との 下請契約の禁止について

北斗市が発注する建設工事においては、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方としているところですが、さらに、社会保険等未加入対策を推し進め、技能労働者の雇用環境の改善および不良不適格業者の排除に取り組むため、**平成29年11月1日契約締結分から、原則、社会保険等未加入業者との1次下請契約を禁止**します。

1. 社会保険未加入業者の定義

『社会保険等未加入業者』とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を指します。

- 健康保険法第48条の規定による届出義務
- 厚生年金保険法第27条の規定による届出義務
- 雇用保険法第7条の規定による届出義務

2. 適用時期

- ・ 1次下請契約の禁止

平成29年11月1日以降に契約締結する（随意契約を含む。）する建設工事。

※ 今後、2次下請契約についても適用予定としています。

※ 適用時期については、現時点では未定です。

3. 事務手続き

受注者が下請業者を選定し、市に『下請負人選定通知書』および『施工体制台帳』を提出する際に、下請け業者の**各保険の加入を証明する書類を添付**して下さい。

（詳細は、別紙の『社会保険等の確認書類について』を参照。）

また、社会保険等未加入業者と下請契約を締結した場合、具体的な理由を記載した理由書を提出してもらいますが、理由書の提出が無い場合や、理由書の内容によっても社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別な事情があると認められない場合は、下記の指名停止等の対象となります。

（別紙『事務手続きフロー』のとおり。）

4. 指名停止等

最終的に、違反した元請業者に対しては、次の措置を講じます。

- **北斗市競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止**
- **工事施行成績評定の減点**

社会保険等の確認書類について

工事監督員が、受注者（元請業者）が選定した下請業者が社会保険等の未加入業者であるかを確認するため、『下請負人選定通知書』および『施工体制台帳』に必ず、下記の書類を添付して下さい。

1. 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（経審）

『健康保険加入の有無』、『厚生年金保険加入の有無』および『雇用保険加入の有無』の各欄が『有』または『除外』になっていることを確認します。

2. 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（経審）の上記『各保険加入の有無』の欄が『無』の場合、または未受審の場合

それぞれの保険について、下記の書類にて確認します。

※ 下記書類の提出が無い場合、受注者が原則ペナルティの対象となります。

【健康保険・厚生年金保険】

『全国健康保険協会（協会けんぽ）』に加入済の場合	『年金事務所』発行の『保険料』の領収書（写）
『健康保険組合』に加入済の場合	『健康保険組合』発行の『保険料』の領収書（写） かつ、『厚生年金保険料』の領収書（写）
『国民健康保険（北海道建設国民健康保険組合（建設国保）等）』に加入済の場合	『建設業に係る国民健康保険組合』発行の加入証明書 <u>（原本）</u> かつ、『厚生年金保険料』の領収書（写）
健康保険および厚生年金保険に最近加入したため、領収書等が無い場合	健康保険および厚生年金保険新規適用届の事業所控（写）
健康保険および厚生年金保険に加入義務が無い場合	社会保険等適用除外申出書 （別紙 様式1）

【雇用保険】

『労働局』または『労働保険事務組合』に保険料を納付済の場合	『労働局』または『労働保険事務組合』発行の『労働保険料』の領収書（写）
雇用保険に最近加入したため、領収書が無い場合	雇用保険適用事業所設置届の事業者控（写）
雇用保険に加入義務が無い場合	社会保険等適用除外申出書 （別紙 様式1）